

道徳科学研究所公的研究費の不正防止対策基本方針

令和3年9月15日制定
道徳科学研究所所長 犬飼 孝夫

公益財団法人モラロジー道徳教育財団道徳科学研究所（以下「道科研」という。）は、公的研究費（政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。）の不正根絶に向け、全ての構成員の意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要であるとの認識のもと、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関として社会的な責任を果たすため、公的研究費の不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定する。

1 公的研究費の運営及び管理の責任体制

公的研究費を適正に運営及び管理するため、以下のとおり責任体制を定める。

(1) 最高管理責任者

道科研全体を総括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、道科研所長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について道科研全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、道科研副所長（研究企画担当）をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、研究活動支援委員会委員長をもって充てる。

2 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

道科研における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、以下の取組を行う。

(1) コンプライアンス教育及び啓発活動の徹底による関係者の意識向上を図る。

(2) 公的研究費の使用に関する事務処理手続き（ルール）の明確化・統一化を進める。

(3) 道科研内外からの告発等に対して、内部調査機関を設置するなど適切に対応する。

3 不正防止計画の策定及び実施

統括管理責任者は、この基本方針に基づき、公的研究費の不正使用の発生要因の把握に努め、公正な研究の実施及び公的研究費の不正防止を図るために具体的な不正防止計画を策定し、着実に実施が図られるよう努める。

4 公的研究費の適正な運営及び管理

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うとともに、適正な管理体制の構築及び執行に関する書類等の適切な保存など適正な管理を行う。

5 情報発信及び共有化の推進

道科研における研究活動や公的研究費の不正に関する取組方針等の情報を発信し、道科研内外での情報の共有化を図る。

6 モニタリング等の実施

公的研究費の適正な運営及び管理のため、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対してモニタリング及び内部監査を実施する。

7 基本方針の見直し

今後、この基本方針は、不正防止対策を実効性のあるものとするために定期的な報告やモニタリングの結果などの実態を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直し、その実効性を確保する。